

産業構造審議会 知的財産分科会 不正競争防止小委員会
第10回外国公務員贈賄に関するワーキンググループ
議事録

○中山知的財産政策室長 定刻より少し早いですが、御出席の皆様おそろいになりましたので、ただいまより産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会外国公務員贈賄に関するワーキンググループ第10回会合を開催いたします。事務局の知的財産政策室長の中山です。よろしくお願ひいたします。本日は、御多用の中、皆様御出席をいただきましてありがとうございます。

今回より、日本貿易会法務委員会委員長であり三井物産株式会社法務総括部長である平浩明委員、及び日本経済団体連合会国際経済本部主幹である土肥智子委員に御参加をいただいてございます。

本日は、佐伯座長、平委員が会議室にて御出席、今井委員、梅津委員、五味委員、土肥委員、西谷委員がオンラインにて御出席です。

定足数に関しましては、今回、7名中7名全員が御出席ということで定足数を満たしています。

また、オブザーバーとして、法務省、警察庁、消費者庁、外務省に御出席をいただいてございます。

まず最初に、議事について、議事の公開については、本ワーキンググループは、一般傍聴者の方はオンラインでの傍聴に限り可能としてございます。

配付資料、議事要旨及び議事録も原則として公開という扱いになりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、御発言をいただく際は、会場にいらっしゃる委員の皆様は、直接挙手いただき、オンラインの皆様方におかれましては、挙手ボタンを押していただくか、チャット欄に発言希望の旨を御記入ください。こちらから指名いたします。

また、オンラインの皆様におかれましては、御発言の際はマイク及びカメラをオンにしていただければと思います。

本日は今年度初めての外国公務員贈賄ワーキンググループの開催ですので、議事に先立ちまして、担当審議官の河野より一言御挨拶をさせていただければと思います。

○河野審議官 審議官の河野でございます。よろしくお願ひいたします。

本日、本ワーキンググループに御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

後ほど説明があると思いますけれども、外国公務員への贈賄はO E C Dを中心に国際的にも極めて高い関心を集めている事案でございます。経産省でもそういった国際的な議論を踏まえまして、このワーキンググループでの議論をしっかりとさせていただいた上で、外国公務員贈賄罪の罰則を強化する不正競争防止法の改正を行い、昨年4月に施行しています。

また、施行に先立ちまして、昨年の2月、3月には、具体的な法執行に関わる指針、手引、パンフレットといった各種資料の改訂版を公表いたしまして、より多くの方々にこの外国公務員贈賄罪についての御理解を頂戴するということをはじめとして、様々な形で普及・啓発活動に努めているところでございます。

他方で、先ほど申し上げた外国公務員贈賄防止の条約がございますけれども、この履行状況は、O E C D贈賄作業部会で審査をしています。日本の様々な取組について、一定の評価がある一方で、日本政府が国内外の事案をしっかりとモニタリングし、必要に応じて、さらなる法改正の必要性を継続的に検討するように求めています。

今年もまた審査がございます。それに先立ちまして、政府といたしましては、本日のワーキンググループでの御議論をしっかりと踏まえた上で、引き続き外国公務員贈賄をめぐる動向について情報収集を行いながら、課題の検討をしていきたいと考えてございます。委員の皆様方におかれましては、本日は忌憚のない御意見を賜れますと幸いでございます。

私からは以上でございます。よろしくお願ひします。

○中山知的財産政策室長 ありがとうございました。

それでは、これより先の議事進行につきましては佐伯座長にお願いしたく存じます。よろしくお願ひいたします。

○佐伯座長 佐伯でございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、事務局から本日の議事、資料について確認をお願いいたします。

○中山知的財産政策室長 お手元の資料1を御覧下さい。

本日の議事は、O E C D外国公務員贈賄防止条約における対日審査への対応等です。

配付資料につきましては、こちらの議事である資料1、資料2に委員名簿、資料3にO E C D外国公務員贈賄防止条約における対日審査への対応等という形で資料を御用意しています。

なお、会場にいらっしゃる委員の皆様方におかれましては、資料はお手元にあるiPadにて御覧いただければと思います。

私からは以上となります。

○佐伯座長 ありがとうございます。

それでは、議論に入っていきたいと思います。

事務局から、資料3、OECD外国公務員贈賄防止条約における対日審査への対応等についての御説明をお願いいたします。資料3について事務局から一通り説明をいただいた後に、皆様から質疑、議論の時間を設けたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

○中山知的財産政策室長 お手元の資料3を御用意下さい。

まず1ページ目、こちらはOECD対日審査と経済産業省での取組です。OECDの外国公務員贈賄防止条約12条に基づきまして、締約国での条約の履行状況を定期的に審査するのがOECDの対日審査です。

対日審査は、表の左側を御覧いただければと思いますが、1999年に対日審査、第1期がスタートし、今は第4期審査という形で、2019年から主に捜査・執行・法人責任に重点を置く審査が行われています。

右側は、対日審査に基づく経済産業省での取組です。外国公務員贈賄罪は1998年に不正競争防止法の中に創設しました。その後、数回の改正を経て、直近は、2023年に自然人・法人の制裁の引上げ、日本企業の外国人従業員の国外犯処罰規定の導入を行い、2024年4月に改正法を施行しています。

次の2ページ目も、第4期審査の経緯のところについて御説明します。2019年から始まった第4期審査の中でOECDの優先勧告が4点出されました。

1つ目が自然人への制裁でございまして、外国公務員贈賄で有罪となった自然人に対する法定罰金額の上限を十分に引き上げる法律を制定すること。

2点目は法人への制裁でございまして、大規模な汚職事案においても、科される罰金が効果的で、均衡が取れ、かつ抑止力のあるものであることを確保するために、法定刑の上限を引き上げること、または、より高い罰金を科すことができる他の根拠、例えば、贈賄額や取得した不法利益額、を提供するということ。

3点目は公訴時効に関する勧告でございまして、外国公務員贈賄の効果的な訴追を確保するために、外国公務員贈賄罪の公訴時効期間を適当な期間に延長するために必要な措置

を取ること、または同様の目的を達成するために捜査の間、公訴時効を停止する手段等を導入すること。

最後は法人に対する適用管轄の御指摘でございまして、法人の法的責任については、海外で活動する日本企業による賄賂が日本人以外の従業員によって支払われた場合も含めて、外国公務員贈賄罪に対する国籍に基づく管轄権を有することを確保するために、早急に法制を見直すこと。

となってございます。

罰金刑は、参考資料の11ページ目と12ページ目に諸外国の事例も載せさせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

3ページ目は、今、仮訳版で御説明させていただきましたけれども、原文でございますので、後ほど御参照いただければと思います。

次、4ページ目でございます。O E C Dから優先勧告の指摘を受けたことを踏まえ、経済産業省において不正競争防止法の改正を令和5年に実施しました。諸外国の制度及び他の国内経済犯罪とのバランスを考慮しながら、自然人・法人の法定刑、すなわち罰金上限額・拘禁刑の期限を引き上げる改正を行いました。

また、日本企業の外国人従業員が国外で単独で贈賄を行った場合に、当該外国人従業員を処罰し得る規定も新たに創設しています。

具体的には、自然人の罰金上限額・拘禁刑は、改正前500万円以下の罰金を、3,000万円以下の罰金ということで引き上げました。こちらは日本の刑事法制上、金額としては最高額となっています。また、拘禁刑のほうも、5年以下を10年以下という形に延長してございます。こちらも日本の経済犯罪の最長の期間です。

先ほど指摘事項の中、公訴時効の話もございましたけれども、こちらの刑の引上げに伴いまして、時効は5年から7年に延長されています。

また、法人の罰金上限額は、3億円以下であったものを、10億円以下に上限を引き上げました。こちらも日本の刑事法制上では最高額です。

そして、海外の単独贈賄行為に対する処罰対象の拡大ということで、日本企業の外国人従業員が外国公務員等に贈賄を行った場合、従業員の国籍を問わず処罰可能とする措置も併せて設けているところでございます。

次に、5ページ目、O E C Dには法律の改正の議論も含めまして定期的な報告を行ってきたところでございますけれども、2023年の12月には、今後の取組ということで、周知・

啓発活動の実施、改正法施行後の事案のモニタリングを含むロードマップ、更なる法改正の必要性の議論を開始する際の考慮要素というものを日本から提示いたしまして、こちらに基づきましてモニタリングを行っていくという形にしてございます。

具体的には、こちらの線表で書かせていただいているところでございますけれども、2023年の6月に法案が成立いたしまして2024年の4月に施行する前までに、先ほども御紹介させていただきましたけれども、外国公務員贈賄防止指針、パンフレット、ホームページ等の改訂を行うとともに、企業向けの講演、雑誌等への寄稿なども行いながら制度の周知・啓発を行ってきているところでございます。

モニタリングについては、令和5年改正法の施行をした2024年以降のものについて、外国公務員贈賄罪が適用された事案のモニタリングを行うこと、更なる法改正の必要性について検討しているところでございます。

6ページ目、昨年もこの場で委員の皆様方に御議論をいただきまして、その結果をもって2024年の12月にO E C Dに報告をしてございます。

報告をした内容は、まず、外国公務員贈賄防止指針、指針の手引、パンフレットの改訂をしっかりと行ってきたということと、それらに対する説明会などで制度の周知を図ったということを御報告しています。加えて、事案のモニタリング状況や、御議論いただいたワーキンググループでの検討内容についても併せて御報告をさせていただいている状況でございます。実際、他国やO E C D贈賄作業部会の事務局から評価・コメントは以下のとおりです。

まず1点目、周知・啓発活動や、ワーキンググループにおける継続的なモニタリングを歓迎するということ、そして今年の12月会合の中で、またこちらのロードマップに沿った継続的な取組状況や、執行状況についても報告してほしいとの指摘を受けています。

指摘を踏まえ、7ページ目になりますが、今回、事案のモニタリングについて具体的に皆様に御議論していただきたいと思っています。令和5年改正法が昨年4月に施行いたしました。現時点において、外国公務員贈賄罪の適用事例はいまだない状況です。

このモニタリングの状況については、不正競争防止法における適用事案、日本国内だけではなくて、諸外国の法令に基づいて日本企業やその従業員に制裁が科された事案についても、同様の観点でモニタリングを実施するということをやってございますけれども、9月時点において、我々のほうで現在把握している事案はありません。

その上で、8ページ目、事案の実績に加えまして、法改正の必要性の議論を開始する際

の考慮要素についても御報告をするという形になっています。

まず、議論を開始する際の考慮要素は大きく2つございます。1点目が罰金刑についてでして、考慮要素として大きく4点ございます。

1点目は、自然人・法人に対して、不正競争防止法の法定刑の上限額、先ほど御説明させていただきましたとおり、自然人の場合は3,000万円、法人の場合は10億円、または、これに近い金額の刑が科されている事案が蓄積できているかという点です。

2点目は、贈賄により得られた不正な利益や外国公務員に支払われた賄賂額に比しまして、日本の法制で科されている罰金及び没収の額が低廉であり、犯罪抑止の観点から効果が低いといえるような事案の蓄積があるかという点です。

3点目は、上記の1番、2番に対応する事案に加え、他国の法令に基づき、日本企業や日本人が処罰された事案において科された罰金・制裁金、不正利益、支払われた賄賂額が日本の罰金刑の上限よりも高額である、日本の法定刑が犯罪抑止の観点から効果が低いと考えられる点があるかということ。

4点目は、他の条約加盟国の大多数における法定刑の水準が日本の改正法の法定刑の水準を大きく上回っているかどうか、かつ国内の経済犯罪に係る法律におきまして、自然人・法人に対する罰金刑の上限額が、それぞれ3,000万円、10億円を超える額に引き上げられる改正が行われているかという点です。

罰金刑に関しましては、先ほども実績について申し上げましたとおり、まず1番から3番に事案の蓄積は現時点では適用事案がゼロ件ということなので、まだ事案が蓄積されていない状況にあります。

4点目は、現時点では他の条約加盟国の大多数や、ほかの国内経済犯罪におきまして罰金上限額の引上げが行われている状況にはないと我々は認識をしています。

続きまして、公訴時効期間については、時効完成を理由に不起訴処分とされる事案が多数あり、公訴時効期間7年であることが我が国における外国公務員贈賄罪の訴追の障壁になっていると認められる場合があるかというところでございますが、こちらについても、現時点で時効完成を理由に不起訴処分とされた事案についてはゼロ件と認識してございますので、まだここで書かれているような事案が多数あるというような状況にはないと考えています。

その上で、本日、皆様に御議論いただきたい事項としては9ページ目に載せております。まず、事案のモニタリングに関しましては、令和5年改正法（令和6年4月）以降、外国

公務員贈賄罪の適用はゼロ件であるということ。また、諸外国の法令に基づいて、日本企業やその従業者に制裁が科された事案についても把握事案がないということ。

加えまして、事案のモニタリングを踏まえました法改正の必要性の議論を開始する際の考慮要素についても、前ページで御説明をさせていただきましたが、事案の蓄積がなく、条約加盟国の大多数や他の国内経済犯罪におきましても、罰金の上限額の引上げが行われている状況にないというのが現状かと思ってございます。ですので、引き続き、事案の蓄積を待つとともに、諸外国及び国内経済犯罪における制度改正等の動向について注視していく必要があるのではないかというところでございます。

これらの現状を踏まえまして、現時点において、さらなる法改正の必要性についての議論を開始する必要があるかどうかについて、委員の皆様方に御意見を頂戴したいと思います。

次に、参考資料についても御紹介させていただきたいと思います。

11ページ目は、第1回目のワーキンググループ資料から抜粋した主要国の自然人に対する法定刑に関する資料です。

12ページ目は、法人に対する法定刑に関する資料です。

13ページ、14ページは、先ほど、令和5年改正法が施行された令和6年4月以降は実績がないと申し上げましたけれども、過去、不正競争防止法において外国公務員贈賄罪の適用事例をご紹介しています。

不正競争防止法における外国公務員贈賄罪が適用された案件は12件になります。そのうち、法人両罰が適用された事案は4件になりますが、先ほど来申し上げていますとおり、令和5年改正法施行後はまだ適用事案はゼロ件になってございます。

15ページ目は、昨年のワーキンググループでも御紹介させていただきましたけれども、公益通報者保護法が令和7年の国会におきまして成立いたしまして改正がなされておりますので、そちらの状況を御紹介させていただいています。

公益通報者保護法に関しましては、今回、オレンジで書いてあるところが主な改正事項ですが、保護の内容として、公益通報を理由とした労働者を解雇・懲戒した者・法人に対する刑事罰が3,000万円以下の罰金したこと、事業者の体制整備の義務化も入ってございます。消費者庁の行政措置ということで、立入検査などもできるようになっております。

最後、国外での取組ということで、O E C Dの取組も併せて御紹介をさせていただきます。2025年7月、O E C D贈賄防止条約及び関連する文書の評価において、各国がどの段

階にいるのかということをダッシュボードとして公開しています。O E C Dでも各国の状況についてしっかりと措置をいただいているというようなところでございますし、これは贈賄作業部会の会合を開催するたびに更新をされると聞いてございます。こういった情報提供も世界でも進んでいるというような状況になってございます。

資料の御説明は以上です。ありがとうございます。

○佐伯座長 どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明に基づきまして自由討議の時間を取りたいと思います。御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。特に、最後に御説明のあった、事案のモニタリングを踏まえた法改正の必要性の議論を開始する際の考慮要素については、事案の蓄積はなく、条約加盟国の大半の国内経済犯罪において罰金上限額の引上げは行われている状況はないということから、引き続き事案の蓄積を待つとともに、諸外国及び国内経済犯罪における制度改革等の動向について注視をしていく必要があるのでないかといった方針について、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

オンライン参加の方におかれましては、御発言の際はTeamsの挙手機能またはチャット機能でお知らせいただくようお願いいたします。どなたからでも結構ですので、お願ひいたします。今井委員、どうぞ。

○今井委員 ありがとうございます。御説明、大変明快で、勉強になりました。

その上で、今、佐伯先生からも御指摘があった点ですけれども、事案の蓄積がないときにこれからどのように考えるかということは非常に難しい問題だと思うのです。その前提として、確認も含めた発言になりますけれども、法改正の動向については、国際的な取引を主たる事業とするような大規模な会社等においてはかなり周知が進んでいるものと思われます。

したがいまして、法改正の効果もあって、昨今はまだ摘発がないという説明は十分説得的だとは思うのですが、他方で、中小の企業等で社内におけるコンプライアンス体制にかける時間や費用がなかなか割けないというところもあるかと思います。そういったところの実際の行動まで目配りをなさっておられるのかなというところが少し聞きたいところでございまして、海外の事例などを見てみると、小規模の事業者の違反行為をきっかけとして、背後にある大企業の不正行為も暴かれるようなことが多々あったと思っておりますので、その辺りの状況も踏まえた議論が必要だらうと思います。つきましては、そういう中小企業等に対する周知の徹底の具合でありますとか、ここで言えないにしても、御質

問等いただいたような経緯があれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。事務局から何かありますか。

○中山知的財産政策室長 ありがとうございます。大企業のほうは、本日御参加いただけますけれども、経団連や貿易会でも様々な取組をやられていると我々としても認識をしています。

一方、我々の手元に、中小企業・小規模の事業者の皆様の状況に関しましては、この瞬間、どういう状況なのかといったところまで詳細は把握できていないところはございますけれども、御指摘いただいたとおり、本当にできているのかといったところに関しましては、我々も引き続きウォッチしていくように、何ができるかも含めて考えていくらと思っています。

○今井委員 ありがとうございます。

○佐伯座長 それでは、梅津委員、お願いいいたします。

○梅津委員 本日は御説明いただきまして、ありがとうございます。また、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。私のほうから3点ほど申し上げようと思います。3点目は細かいコメントなので、大きく2点になります。

1点目、今、今井委員からもありましたし、御説明の中でもありましたけれども、ゼロ件という数字が続いていること自体は相当に違和感があるというか、どうしてこういうことになっているのだと国際的に受け止められる可能性はあるのではないかと思っております。

ただ、わざわざ、さらに改正をするという理由があるとは私自身も思いませんので、結論においては、今直ちに法改正の必要があるということではないということでは異論はないのですけれども、このゼロ件が続いているということをどうするべきか。増やせばいいということでもないので、非常に難しいところではあると思うのですけれども。

実務家の観点から申し上げますと、実際には外国公務員贈賄の御相談はずつといただき続けています。必ずしもそれが少なくなったという感覚もいたしませんし、なかなか事案として立件されないながらも、実務レベルでの課題、もしくは企業が非常に困っておられること、実際に具体的な贈賄の要求を受けるような場面というのまだまだあると認識をしておりまして、そういう意味では、このゼロ件であるということ自体も、必ずしも実態を示していないかなという感じがします。ゼロという数字だけを見てしまふと。もう

贈賄の問題は十分解決したのだというようなことも、必ずしも実態ではない可能性もあると思っております。そのため、御提言というか、今後、O E C Dの方へお話をされる前のタイミングで、もしできることであれば、もう少しヒアリング等をされて、実態把握をされてもいいのかなと思います。企業の皆様がお話をされてしまうと御自身の会社のことになってしまふので、お話をされにくいという場合もあるかもしれませんので、その場合には、それこそ私みたいな者と五味委員など、アドバイザー的な方や、その他業界団体の方等に、ヒアリングを可能であればされて、具体的に、今この経緯、厳罰化されてからの実態とか、今現在の状況みたいなものを、実態把握をされてもいいのかなと思います。それをもって、今、日本はこういう状況に変わってきたという点を把握されることもあり得るのではないかと思います。私も今、自分の経験でしか語れおりませんので、刑が厳罰化されたことで実際に減っているのかもしれません。

このゼロ件というものが、ゼロという数字だけではなくて、背後にどういうことが厳罰化した後起きているのか、実態調査みたいなのができるとよりよいのではないかと思いました。アンケートとかまで大々的にすると大変かもしれません、せめてヒアリングをいくつか実施してからO E C Dの方と話されたりするほうが、より具体的な中身のある議論になるのではないかなと思いました。これは、もちろん実務上の限界もあると思いますので、御検討いただければと、単なる御提案ということでございます。

それから、2つ目のポイントといたしましては、実態を把握したとはいえ、件数がゼロ件というのが続くということ自体、健全であるか、考慮する余地もあるのではないかと思います。他国、日本と同規模の経済、もしくはいわゆる先進国と呼ばれる諸国では、そうはいっても摘発事案が多くあるわけでありまして。アメリカは一時期執行を停止をしましたが、また再開をしてきてるという理解ですし、摘発案件をある程度出すということ自体も、健全な法執行という意味では重要なのではないかという気もいたしますので。

そうなってくると、不正競争防止法の範囲ではないのかもしれませんけれども、前々から議論になっているようなリニエンシーみたいな考え方であったり、合意制度もその後なかなか使われにくいということが続いてしまっておりますが、そういったものであったり、企業側として自主申告をすることによってメリットがあると言ったことも考えていく必要もあるのではないかと思っております。自主申告していって、それを当局にも届け出て、自分たちもしっかり届け出た上で改善をしていくということ自体は、日本企業は他の当局にはやる場合があるわけですが、日本の当局に対してはそういうことがなかなかできて

いない。その辺りを適切にすることで、案件の報告を受けて、それが立件化されるということも出てくるかもしれません。ただし、それと合わせて、しっかりとやっていた場合には企業としては免責をされるとか、量刑ガイドラインみたいな話も、前、議論にありましたけれども、法改正なのか、運用の改善なのか、そういうしたものと併せて検討していく必要が出てきているのではないかなと思っております。この辺は経産省だけの範疇ではないのかもしれませんけれども、その辺りを併せて検討していくことが必要になってきているかと思います。

最後、3点目のところは細かい話なのですが。前回も申し上げたかもしれません、公訴時効が7年であったことによって不起訴になったということは、多分公表されないのでないかと思います。ここはミスリードかもしれない気もします。それはどこかに公表されていれば、私が不勉強で恐縮なのですが、時効完成です、とまでは恐らく公表されずに、単に不起訴とか、もしくは立件されないということになるのではないかと思いますので、ゼロ件という言い方が正しいかどうかは御検証いただいた上でO E C Dに報告されるといいのではないかと思いました。

すみません、長くなってしまいました。私のほうからは一旦以上です。

○佐伯座長 どうもありがとうございます。何か事務局のほうからコメントありますでしょうか。

○中山知的財産政策室長 大丈夫です。

○佐伯座長 御意見としてお伺いしたということで、よろしいでしょうか。

○梅津委員 はい、ありがとうございます。

○佐伯座長 どうもありがとうございます。五味委員、どうぞお願いいいたします。

○五味委員 御説明ありがとうございました。

議論を開始する際の考慮要素として整理をしていただき、今回、改正の必要性の議論を開始するというような状況ではないという方針自体に異論はありません。

コメントとしては、今、梅津委員からも話がありましたけれども、立件ゼロ、摘発ゼロというのは恐らく実態と乖離しているのだろうと思っています。上場企業などにおいては取組も強化されていますし、もしそういった相談を社内で受けたときにどのような対応をするかというような、危機管理的な対応プログラムについて、私も研修をさせていただいますが、若手も含めて積極的に参加されています。そうした状況からすると、そういう外国公務員贈賄防止の意識は大手企業において高まっているのではないかと思います。ただ、

実態として見ると、さまざまな事案がございますし、法体系は違いますけれども、国内における贈収賄事案は起きているわけです。ですから、日本企業が海外に行って外国公務員贈賄をやっていないということはないであろうと推測されます。

したがいまして、摘発事例がない状態は実態を表すものではないことを前提に、これからどのように防止していくか、実態を踏まえて執行が可能な状況なかりニエンシーなどを通じて事案を表沙汰にして、うみを出すというような施策も必要なのではないかと思っているところです。

あと、公益通報者保護法が改正されて、今後、内部通報制度の実効性も高めていくことになりました。内部通報で上がってきたものをきちんと対応に結びつけるとか、リニエンシーなどがあればそこに結びつけられるところもあるのかと思いますので、不正競争防止法とリニエンシーとの連動も今後考えていくべき課題ではないかと思っております。

後半部分は意見ということで整理していただければと思います。

以上です。

○佐伯座長 どうもありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。平委員、お願ひいたします。

○平委員 日本貿易会から参りました三井物産の平でございます。

我々、どちらかというと取り締まられる側でございますけれども、企業側の観点から幾つか意見を述べさせていただきます。

摘発事例がないということ自体は、それはそれでポジティブに考えると評価すべきことかなと思っております。企業を取り巻く状況なのですけれども、もちろん、今回の法改正による厳罰化というのは大変大きな抑止力になっているとは思うのですが、企業活動を取り巻く状況は、あえて贈賄までして商売を取っていくかというような環境ではないかなと思っています。

例えば、すごく実務的な点でございますが、我々企業がプロジェクトでお金を借りるときに、大抵、今、融資契約の中に表明保証条項が入っています。その表明保証の中に、一般的な、いわゆる法令順守義務に加えて、さらに贈賄防止に関する法令違反がないかという表明保証を求められる契約が増えています。当然、これに違反すると当該融資契約はデフォルトになりますが、それがデフォルトになると、ほかの関連契約もクロスデフォルトになって、企業は倒産するぐらいのリスクがあるということで、我々として贈賄をしてまで商売を取っていくというインセンティブは余りない。

あと、これは先ほど委員の先生方から御指摘ありましたとおり、特に上場企業とか大会社は会社法人の内部統制構築義務がありますので、当然、贈賄の防止を含めた内部統制構築義務の責任を負っている。

最近、いわゆる ESG 投資の重要性が高まっておりまして、特に EU などの C S R D は、非財務情報開示の中に贈賄防止も含めたガバナンスの開示も求めております。我々企業としては投資家の皆さんに投資していただきたい。そのためには企業価値を向上しなければいけないということで、ESG 投資の機運が高まっている中、あえて企業価値を毀損するような贈賄行為などを積極的にやるというようなインセンティブは全くないということで、その辺は引き続き企業としてもしっかりとやっていきたいと思って、我々の貿易会の加盟企業のほとんどは、社内に贈賄防止方針ですか贈賄防止ポリシーというのをしっかりと定めて、この辺の自律体制については引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

なので、法改正もさることながら、企業開示とか、そういう全体の枠組みでもう少し議論するとか、O E C D に説明するということがあってもいいかなと思います。

以上、長くなりましたが。

○佐伯座長 どうもありがとうございます。それでは、土肥委員、お願いいいたします。

○土肥委員 経団連の土肥でございます。

先ほども何人かの委員の方々からも御発言ございましたけれども、現在の事案のモニタリング状況を踏まえますと、今のところ、現時点では法改正の必要性、議論を開始する必要は我々としてはないと思っております。

先ほど、中小企業ですか、そういったところでの対応についてのコメントもあったかと思うのですけれども、それは法改正に結びつけるだけではなくて、例えば、体制整備について何か支援をするといったこともあり得ると、議論をお伺いして思いました。

以上でございます。

○佐伯座長 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

私としても現状では不正競争防止法の改正を直ちに検討するという状況にはないのではないかと思っております。ただ、先ほど梅津委員、あるいは五味委員から御指摘があつたように、リニエンシーの問題などについては、不正競争防止法に限らない問題になってきますけれども、より広い観点からの検討を続けていく必要があると思っているところです。

まだ時間ございますので、もし何か御意見ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。五味委員、お願ひします。

○五味委員 今回の法改正に直接関連するわけではないのですけれども、外国公務員贈賄リスクが高いことはしっかりと周知し続けることと、その防止体制の整備を強調し続ける必要があると考えています。

企業経営におけるリスクは多数あるため、優先順位をつけて対応する、リスクベースアプローチでリスクマネジメントしている、内部統制やガバナンスをします。その中の優先順位が下がってしまうことによって、その体制への取組が後退することもありうるので、これは経産省さんのほうでの取組になりますかね、引き続き取組を強化していただければと思っております。

以上です。

○佐伯座長 どうもありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。梅津委員、どうぞ。

○梅津委員 ありがとうございます。1点だけ、先ほど私が申し上げたところ、及びその後、御意見を聞いた上での少し補足になります。

先ほど、私、ゼロ件のところで、実態と乖離している可能性もあって、ヒアリング等をしてもいいんじゃないかということを申し上げましたけれども、1点申し上げるのを忘れてしまいました。その後、平委員からもコメントがありましたけれども、この法改正をしたときの議論もそうでしたけれども、厳罰化をすること自体は、むしろ違法行為をする抑止効果になるわけなので、この刑自体の重さもそうですし、ほかのいろんな、クロスデフォルトみたいな話も含めて、リスクが大きくなつて抑止効果が働いているということも当然あると思います。O E C Dのほうもそこは当然御理解いただけるところなのかもしれませんが、厳罰化をしたことでしっかりと意識が浸透して、ゼロ件になつてること自体も、もちろん話としては十分あり得るところだと思います。

それ自体、私は何か否定するつもりで申し上げたわけではなくて、その効果もありますけれども、ただ他方で、ゼロ件という数字だけで見るというと、また違うところもあるかもしれませんので、実態を把握するということを少しトライしてみてもいいのではないかという趣旨で申し上げました。すみません、ニュアンスの補足だけさせていただきました。

以上です。

○佐伯座長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、大変貴重な御意見、御議論をいただきまして、ありがとうございました。

本日予定しておりました議事は以上となります。

最後に、事務局から連絡をお願いいたします。

○中山知的財産政策室長 委員の皆様方、本日は非常に活発な御議論いただきまして、ありがとうございます。実態の把握という意味でもいろいろな御意見をいただきましたので、我々も本日の議論を踏まえまして、引き続き本件について検討・対応をさせていただきます。

本日はどうもありがとうございます。

○佐伯座長 それでは、これをもちまして、第10回外国公務員贈賄に関するワーキンググループを閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

——了——